

第七條の二第一項及び第二項中、「第三十條の四第二項第九号」を、「第三十條の四第二項第十号」に改め、同條第三項中、「第三十條の四第二項第九号」を、「第三十條の四第二項第十号」に、「をなく」に、「採る」を、「とる」に改める。

第十六條の二第一項第一号中、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削る。

第二十九條第三項第三号中、「第二十四條第一項」の下に、「又は第三十條の十二第五項」を加え、同條第四項第三号中、「第二十四條第二項」の下に、「又は第三十條の十二第五項」を加える。

第三十條の三第一項中、「厚生労働大臣は」の下に、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三條第一項に規定する総合確保方針に即して」を加え、「の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を（以下「医療提供体制」という。）の確保」に改め、同條第二項第四号中、「医療機能」を、「医療提供施設の機能」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中、「次条第一項」を、「第三十條の四第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

第五節第一節第三十條の三の次に次の一条を加える。

第三十條の三の二 厚生労働大臣は、前條第二項第五号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十條の十二第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十條の四第二項第一号及び第二号中、「事業」の下に、「並びに居宅等における医療の確保」を加え、同項第三号中、「医療機能」を、「医療提供施設の機能」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

第三十條の四第三項第一号中、「医療機能」を、「医療提供施設の機能」に改め、同條第四項第一号中、「掲げる医療」の下に、「若しくは居宅等における医療」を加え、同項第四号中、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削り、同條第五項中、「第二項第九号及び第十号」を、「第二項第十号及び第十一号」に、「同項第十一号」を、「同項第十二号」に改め、同條第六項から第八項までの規定中、「第二項第十一号」を、「第二項第十二号」に改める。

第三十條の五中、「医療機能」を、「医療提供施設の機能」に改める。

第三十條の六を次のように改める。

第三十條の六 都道府県は、三年ごとに第三十條の四第二項第六号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項のうち同号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの（次項において「居宅等医療等事項」という。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

一 第三十條の四第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項

二 医療計画に第三十條の四第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項

2 都道府県は、六年ごとに前項各号に掲げる事項（居宅等医療等事項を除く。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

3 都道府県は、前項各号に掲げる事項のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十三條の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行うこと又は医療業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五條第一項の許可を受けて若しくは同法第十六條第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行うことができる。

第三十條の七中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 医療提供施設のうち次の各号に掲げるものの開設者及び管理者は、前項の必要な協力をするに際しては、良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、他の医療提供施設との業務の連携を図りつつ、それぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

一 病院 病床の機能に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進に協力し、地域において必要な医療を確保すること。

二 病床を有する診療所 その提供する医療の内容に応じ、患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる医療の提供その他の地域において必要な医療を確保すること。

イ 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。

ロ 居宅等において必要な医療を提供すること。

ハ 患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

第三十條の十第一項中、「整備」の下に、「地域における病床の機能の分化及び連携の推進」を加える。

第三十一條中、「第三十條の十二第一項の規定により都道府県が定めた施策」を、「地域医療対策」に改め、「実施に」の下に、「協力するとともに、第三十條の十八の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し」を加える。

第五節第四節を第五節とする。

第三十條の十三中、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を、「第三十條の十七第一項各号（第三号を除く。）に掲げる者及び」に、「前條第一項の規定により都道府県が定めた施策」を、「地域医療対策」に改め、「協力するよう」の下に、「努めるとともに、第三十條の十八の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう」を加え、第五節第三節中同條第三十條の二十一と同一とし、同條の前に次の三條を加える。

第三十條の十八 都道府県知事は、前條第一項の規定により定めた施策（以下「地域医療対策」という。）を踏まえ、特に必要があると認めるときは、同項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師が不足している地域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。

第三十條の十九 都道府県は、地域医療対策を踏まえ、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一 病院及び診療所における医師の確保の動向その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。

二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 就業を希望する医師、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 医師に対し、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。

2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十三條の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行うこと又は医療業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五條第一項の許可を受けて若しくは同法第十六條第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行うことができる。

3 都道府県は、前項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務（次項及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。